入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
平成28年2月1日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部　業務管理部長　村澤　通彦
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　18
平成27年12月25日付け（号外政府調達第241号80、81ページ）掲載の入札公告第28―4402―2号「A　技術情報環境の維持・最適化作業」を取り消します。

入札公告の取消

平成28年2月1日
分任契約責任者
国立大学法人富山大学
医薬系事務部長　竹内　勝
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　16
○第11号
平成27年12月1日付け（号外政府調達第224号）38ページ掲載の入札公告「富山大学杉谷キャンパス建物清掃業務請負　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術資料を共有化できる下記の工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。
本案件は、電子入札システムにおいて各工事が別々に案件登録されており、当該一括審査対象工事のいずれかに参加を希望する場合は、全ての工事に競争参加確認申請書の提出が必要であり、競争参加資格確認資料については、「①東予港中央地区航路（－7.5m）浚渫工事」（以下「①工事」という。）に提出が必要である。なお、入札については参加を希望する工事にのみ入札すること。
平成28年2月1日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　菅沼　史典
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第14号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　東予港中央地区航路（－7.5m）浚渫工事
②　東予港中央地区航路（－7.5m）浚渫工事（その2）
⑶　工事場所
愛媛県西条市今在家地先
愛媛県西条市ひうち地先（土捨場所）
⑷　工事内容　浚渫工1式、土捨工1式、安全管理1式
⑸　工期　①契約締結日から平成28年9月30日まで、②契約締結日から平成28年9月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　なし（浚渫工事）
⑺　本工事は、入札時に、3⑴①に示す特定評価項目1及び2に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型・2テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定JVとして競争に参加する場合は、別に公示する特定JVの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成27・28年度「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定JVの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）
②　特定JVの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　特定評価項目1及び2に係る技術提案が適正であること。
また、技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。
⑹　平成12年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
なお、当該施工実績が平成13年4月1日以降に完成した地方整備局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
①　特定JVの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の1）及び2）の工事とする。
1）海域において、グラブ浚渫船による浚渫（床掘含む）工を100,000㎥（純土量）以上施工した工事
2）設計図書に安全監視船の配置が義務付けられた工事
（1）と2）は別件工事可）
②　特定JVの代表者以外の構成員にあっては、次の1）の工事とする。
1）海域において、グラブ浚渫船による浚渫（床掘含む）工を50,000㎥（純土量）以上施工した工事
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
また、一括審査対象工事に申請できる配置予定技術者は1名とし、2名以上の配置予定技術者を申請した場合は欠格とする。特定建設工事共同企業体で申請する場合は、代表者、代表者以外の構成員ごとに1名とする。